

物権債権峻別論の現代的意義

研究者プロフィール

- ・ 法学部法学科准教授 梶谷康久
- ・ 民法
- ・ 賃貸借契約、物権債権峻別論
- ・ 日本私法学会、比較後見法制研究所
- ・ (著書) 出雲孝・梶谷康久・内田暁編『ストーリーから学ぶ民法ナビ』(2021年、みらい)
- ・ (論文) 梶谷康久「日本における不動産賃借権の歴史的展開——物権債権峻別論検討の素地として」朝日法学論集53号77頁以下(2021年)など

研究内容

民法には物権と債権の別が存する。しかし、不動産賃借権は各種の特別法の規定により、債権でありながら「物権化」していると表現される。これは、民法で前提とする物権債権の峻別に反するのではないか。このような問いから、各国の不動産賃貸借制度を調べ、民法における原則がどのような意味を持つかを模索している。

関連キーワード

民法、財産法、不動産、賃貸借契約

地域・産学官連携の可能性、事業化のイメージ他

土地特有の不動産制度の検討、賃貸借契約のあり得べき制度設計など

研究者への連絡先

産学連携推進センター
Email srcenter@mail.tohoku-gakuin.ac.jp
電話 022-354-8122